

令和8年度償却資産（固定資産税）申告の手引き（川南町）

償却資産の申告期限は令和8年2月2日（月）です。

- ◆令和8年1月1日現在で本町に償却資産を所有している方は、申告義務があります。
- ◆郵送で申告される場合で、受付印を押印した申告書（控え用）の返送を希望される方
 - ・申告書2部（1部控え用）
 - ・返信用封筒（切手貼付・宛名記入）を同封してください。同封のない場合は応対しかねますので、御了承ください。
- ◆償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、その旨を申告書の備考欄に記入して提出してください。
- ◆前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「**償却資産申告書**」と共に「**種類別明細書**」を必ず提出してください。

1 儻却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法及び所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されているもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものも含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号）。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

（1）資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると、次のとおりです。

資産の種類	主な償却資産の内容
第1種 構築物 (建物付属設備を含む。)	駐車場等の舗装、看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、よう壁、畜舎（家屋課税されているものは除く。）、ビニールハウス等 建物付属設備 1 自己所有家屋に取り付けた建物付属設備のうち、受変電設備、中央監視設備、特定の生産又は業務用の設備等 2 債借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備（これらを特定付帯設備といいます。）
第2種 機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00~09及び000~099」）
第3種 船舶	漁船、ボート等
第4種 航空機	セスナ機、ヘリコプター等
第5種 車両及び運搬機	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90~99及び900~999」）、農耕作業用の自動車で最高速度が毎時35km以上のもの、台車等で自動車税・軽自動車税の対象になるもの以外等
第6種 工具、器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、ルームエアコン、コピー機、金庫、ゲーム機器等

(2) 申告する資産

令和8年1月1日現在事業の用に供することができる資産のうち、次の1) 2) の要件を満たすものです。

1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

※ 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象です。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、いまだ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク 資産の所有者が他の者に貸し付けて、その貸付先で事業の用に供されている資産（貸付人が貸付業を営んでいるときは、貸付先で事業の用に供されていなくても申告の対象となります。）

コ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

2) 耐用年数が1年を超えて取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産

（ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象です。）

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
		減価償却	申告対象

(3) 業種別の主な償却資産

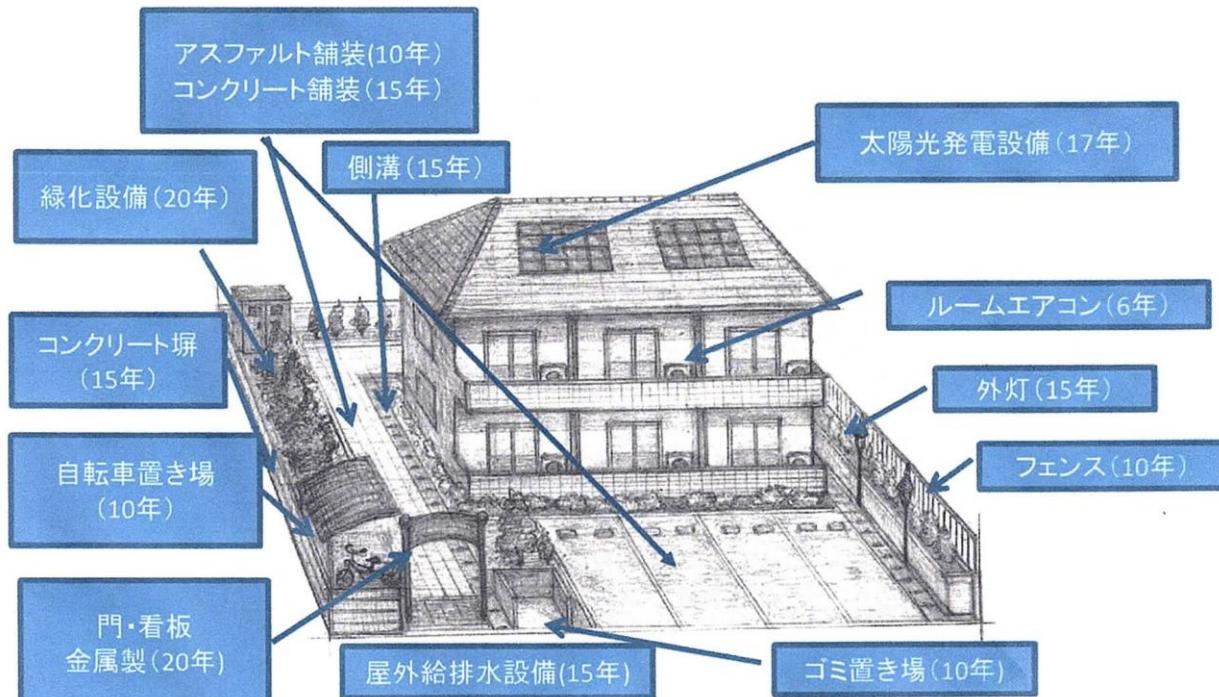
＜申告対象償却資産の具体例＞・・・業種は一部を掲載しています。

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、事務用机・いす、応接セット、ロッcker、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫など
喫茶・飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品など

理・美容業	理・美容イス、洗面設備、タオル蒸器、サインポール、パーマ器、消毒殺菌器、テレビなど
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけなど
土木建築業	帶鋸、糸鋸、カンナ機、研磨盤、大型特殊自動車（上記（1）参照）など
農業	堆肥舎・畜舎等（家屋として課税されていないもの）、ハウス、動力噴霧機や加温機などの農業用機械及び装置、予冷庫、農作業用車（上記（1）参照）
漁業	漁船、魚群探知機、方向探知機、ブイ、船舶電話、釣機、衛星航法システム、発電機、自動操舵機など
太陽光発電事業	太陽光発電システム、架台、フェンスなど

＜賃貸用の不動産を所有されている方へ＞

賃貸用のアパート・駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に償却資産に固定資産税がかかります。償却資産に該当するものを例示しますと、次のとおりです。



※ ()は主な耐用年数

上記の耐用年数は標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。

資産の種類	資産例
構築物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設（植栽）、ネット、フェンス、自転車置場、外灯）、看板等の広告設備、ゴミ置き場など
建築物付属設備 機械・装置	受変電設備（キュービクル）、電力引込線、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルは除く）など
工具・器具・備品	ルームエアコン、郵便受、宅配ボックスなど

（4）家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。家屋と設備等の所有関係が異なる（テナント等）場合は、当該設備等は全て償却資産申告の対象です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ		異なる	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上・店舗造作工事一式	○			○
電気設備	変電設備	キュービックル、変圧器並びに配線一式、配電設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機・蓄電池設備、無停電電源設備、配線・配管等		○		○
	太陽光発電	太陽光発電設備一式（※屋根建材一体型は家屋）		○		○
	中央監視装置	電灯、動力、電源設備関係の遠隔操作制御盤一式		○		○
	電力引込設備	電力会社から供給を受けるための建物までの引込工事一式		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備一式		○		○
		事務室用照明用電気配線、低压幹線設備等上記以外の設備	○			○
	照明器具設備	ズボットライト、ネオンサイン、投光器、外灯、蛍光灯等の消耗品等		○		○
		屋内照明等上記以外の照明器具設備	○			○
	LAN 設備	サーバー、光ファイバーケーブル、配線等設備一式		○		○
	監視カメラ設備 (ITV)	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置、遠隔操作盤等の機器		○		○
		配線・配管等	○			○
	電話設備・放送・拡声設備	電話機、交換機、マイク、スピーカー、アソブ等の機器		○		○
		配線・配管、端子盤等	○			○
	非常等設備	ガス漏れ警報装置、漏電警報装置		○		○
		避雷設備、火災報知設備、非常通報設備等	○			○
給排水衛生設備	衛生設備	大小便器、洗面器、浴槽	○			○
	給排水設備	屋外設備、引込工事、井戸、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備（洗面台等に直結の電気温水器等）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用等）、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース・ノズル、ガスボンベ、屋外消火栓等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備、ハロゲンガス消火設備等	○			○
空調設備	空調・換気設備	ルームエアコン等（壁掛、床置き型）、特定の生産又は業務用設備		○		○
		天井埋め込み等容易に移動できないもの、ダクト、配管等	○			○
運搬設備	昇降機等	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○		○
		エレベーター、小荷物専用昇降機(ダムエレーター)、メルシート設備等	○			○
厨房設備	厨房機器	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテル等)、社員食堂等		○		○
		上記以外の設備	○			○
事業用設備	看板等	看板、案内板、サイク表示等		○		○
	病院等	医療用ガス設備、吸引設備、ボンベ、X線設備、消毒設備		○		○
	倉庫等	ドロッパーエレベーター、エアコンエレベーター、冷蔵冷凍用冷却装置、天井クレーン等		○		○
	金融機関等	夜間金庫、株式価格表示設備		○		○
外構工事	外構工事	工事一式（舗装、緑化施設等）、物置（家屋以外）		○		○

2 償却資産の申告について

(1) **申告が必要な方**

令和8年1月1日(賦課期日)現在、本町に土地及び家屋以外の事業の用に供することができる償却資産を所有している個人又は法人

川南町で事業に使用している(又は使用できる)償却資産は、事業者の所在地が他市町村にあっても、必ず資産のある川南町へ申告してください(地方税法第383条)。

(2) **申告方法**

1) 前年度申告された方

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに、増加、減少した資産について申告してください。変更がない場合や廃業(事業所の廃止を含む。)した場合も申告が必要です。また、令和7年1月1日以前の資産の異動について申告漏れがあれば、併せて申告してください。

2) 新規に申告される方

令和8年1月1日現在、所有している全ての償却資産を申告してください。

(3) **提出書類**

1) 償却資産申告書

2) 種類別明細書・・・送付したもの又は第26号様式別表1、別表2

※ 第26号様式別表1、別表2及び書き方は、町ホームページから

取得できます。<https://www.town.kawaminami.miyazaki.jp/soshiki/3/6889.html>



添付資料 新たに取得した資産の取得年月、取得価額がわかる書類

課税標準の特例	<主な特例>地方税法第349条の3、地方税法附則15条、64条 <提出書類>認定資料
非 課 稅	<非課税>地方税法第348条 <提出書類>固定資産税非課税申告書、認定資料

(例) 領収書、減価償却資産内訳明細書、簡易帳簿(固定資産台帳)の写し等

(4) **申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合**

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、同法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

(5) **実地調査のお願い**

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがあります。その際は、ご協力お願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

(6) **国税資料等の閲覧について**

川南町では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行っています。閲覧した書類の内容に基づき、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力お願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もあります。

3 その他

(1) 課税標準の特例・非課税について

課税標準の特例及び非課税の対象となる資産は、地方税法又は川南町税条例で定める要件を満たすものに限られます。詳しくは、税務課資産係(0983-27-8003)へお問い合わせください。

(2) 圧縮記帳について

固定資産税では圧縮記帳を認められていません。補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、**圧縮前（補助金を含めた額）の取得額**を記入してください。

申告書の提出は **eLTAX** による電子申告をご利用ください。

- インターネットを通じて、オフィスやご自宅から簡単に申告ができます。
→混み合う窓口に出かける必要がなく、郵送料金もかかりません。
- 利用届出書（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- 紙の申告書作成よりも手間がかかりません。
→PCdesk（無料）や eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。
- 複数の地方団体に資産が所在している場合でも、一括でそれぞれの地方団体分の申告書を作成・送信することができます。

eLTAXの利用時間	8：30～24：00 (土日祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く。) ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけます。
eLTAXホームページ	https://www.eltax.lta.go.jp/
よくあるご質問	疑問点がある場合は、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。 https://eltax.custhelp.com/
eLTAXヘルプデスク	電話0570-081459（ハイシンコク）



eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

申告書の提出前に次の確認をお願いします。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 申告書に連絡先の記入がありますか？ | <input type="checkbox"/> 増加資産に耐用年数の記入はありますか？ |
| <input type="checkbox"/> 申告書に資産所在地の記入がありますか？ | <input type="checkbox"/> 増加事由の欄に（1～4）の記入はありますか？ |
- 非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に認定資料等の添付書類の提出をお願いします。

【問合せ先】 川南町役場 税務課 資産係 電話0983（27）8003

償却資産申告書の記入例

3 個人番号又は法人番号

番号法に定める本人確認を実施します。

6 この申告に応答する者の係及び氏名

この申告内容に直接応答できる方の係名、
氏名及び電話番号を記入してください。

4 事業種目(資本等の金額)

具体的に記入してください。法人の場合は、
資本金又は出資金等の額を記入してください、
経理を委託している税理士等の氏名及び
電話番号を記入してください。

5 事業開始年月日

個人…事業開始年月
法人…設立年月を記入してください。

1住所 2氏名

変更がある場合は、
二重線で消して、新
たな情報を記載して
ください。

受付印		令和 年 月 日		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※ 所 有 者 コ 一 ド	
						記入する必要はありません。	
1 住 所 所 有 者 有 り 〔又は船舶通 知書送達先〕 〔法人にあつ てその名 称及び表 示者の氏名〕		889-1301 宮崎県宮崎市川南町大字川南13680-1 (電話) 0983 - 27 - 8003		3 顧 人番 号 又 は 法 人 番 号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 4 事 業 様 目 〔資本等の額〕 5 事 業 開 始 年 月 6 ご 使 用 に 当 る 7 税 理 士 等 の 長 名 〔屋 号〕		8 短 備 用 年 數 の 承 認 9 増 加 値 の 留 出 10 年 賦 稅 標 準 の 特 別 11 賦 稅 標 準 及 び 正 異 值 12 特 別 税 額 及 び 正 異 値 13 税務会計の慣用方法 〔正規法〕 14 背 色 申 告 〔電話〕	
資産の種類		取 得 価 値		前 年 に 取 得 し た も の 〔イ〕 (口) 円 〔ロ〕 千円 〔ハ〕 百円 〔メ〕 十円 〔リ〕 一円		前 年 に 取 得 し た も の 〔イ〕 (口) 円 〔ロ〕 千円 〔ハ〕 百円 〔メ〕 十円 〔リ〕 一円	
1 備 備 物		2,047 500		2,047 500		計(イ)-(ロ)+(ハ) 〔メ〕 千円 2,047 500	
2 機 械 及 び 設 置						(二) 15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地	
3 船 舶						(1) 川南町大字川南1-1 ① 川南町大字川南1-1 ② 川南町大字平田2-2 ③ 借主の名称等	
4 航 空 機						川南町大字平田33-3 川南リース(株)	
5 車両及び 運 撢 具						16 借用資産 (有・無)	
6 工 具、器 具 及 び 備 品		1,788 000		945 000		17 事業用家庭用の所有区分 自己所有・借家	
7 合 计		=3,667 500		945 000		690 000 1 533 000 3,580 500 18 備考(添付書類等)	
資産の種類		評 価 額 〔示〕		決 定 価 格 〔ヘ〕		課 稅 額 〔ト〕	
1 橋 案 物 2 機 械 及 び 設 置 3 船 舶 4 航 空 机 5 車両及び 運 撢 具 6 工 具、器 具 及 び 備 品 7 合 計							

取得価格

資産の種類ごとに、
減少したもの、取得し
たものをそれぞれ記
入してください。
「前年に取得したも
の(イ)欄について前
年度申告された方は
印字されています。

記入する必要はありません。
ただし、電算処理により打ち出す場合は記入してください。

「11欄又は「11」欄
が「有」の場合は、非
課税又は課税標準の
特例の根拠条文をここ
に記入してください。

償却資産がない場合、
事業を行っていない場
合は、その旨を記入し
てください。

種類別明細書の記入例

この欄は記入する必要はありません(色付き部分)。
ただし、電算処理により全資産申告される場合は記入してください(特別コードを除く。)。

令和 8 年度 種類別却明資産書

資産が減少した場合 廃業等により減少した資産がある場合は、該当資産に二重線を引き、「事由」欄に「事由」の該当番号を記入(例:ガガ)。

耐用年数 法人税法及び所得稅法における耐用年数を記入（アカダキ）。

格価得取

- ・資産の取得に要した据付費や移送費などの費用を含みます。
- ・圧縮記帳をしている場合は、圧縮前の価格(補助金を含んだ額)を記入してください。
- ・消費税の取扱いについては、経理方式に合わせてください。

1. 明治	01. 新品取得	02. 中古品取得	03. 移動による受入れ	04. その他
2. 大正	11. 売却	12. 滅失	13. 移動	14. その他
3. 昭和	41. 一部増加	42. その他訂正	51. 価額訂正	
4. 平成				
5. 令和				